

米州の統一国際私法条約

高杉直
たかすぎ なおし

帝塚山大学法政策学部助教授

- 1 はじめに
- 2 第2次大戦前の米州地域の国際私法条約
- 3 米州国際私法専門会議（CIDIP）による国際私法条約
- 4 結びにかえて

1 はじめに

米州とは南北アメリカ大陸およびカリブ海諸国を中心とする地域全体の呼称である。この地域は多数の移民を擁していた関係もあって、世界の中でも最も早くから国際私法の統一への試みが行われた地域である。本稿では、国際私法統一という関心から、これまでの米州地域の国際私法条約の全体的動向について簡単な紹介を行うとともに、最新の動向として、2002年に採択される予定の環境汚染民事責任条約を取り上げ、若干の検討を行いたい。

なお、米州地域の国際私法条約の紹介に関し、本稿では、便宜上、2 国間国際私法条約を除外し、国際私法の統一への寄与の程度が一層大きい多国間条約のみを対象を限定する。とりわけ米州機構（OAS）⁽¹⁾の国際私法専門会議（CIDIP）⁽²⁾によって作成・採択されてきた米州国際私法条約に、その焦点を当てることとする⁽³⁾。

米州地域の国際私法条約を取り上げる意義は、次の点に求められよう。第1に、米州国際私法条約の中には、欧州諸国の国際私法やハーグ国際私法条約などでは見られない斬新な発想のものがあり、わが国の国際私法や今後の普遍的な国際私法のあるべき姿を考える上で、1つの参考になり得るのではないかという点である。第2に、米州地域では、米州自由貿易地域の試み等、今後一層の地域化の加速が予想され、米国と関係の深いわが国の法実務上においても、米国を含む地域としての米州自体の動向を注視することが有益である

と思われる点である。しかし、このような意義が存するにもかかわらず、近時の米州地域の国際私法については、わが国では必ずしも十分な紹介が行われているとはいえない⁽⁴⁾。この空隙を多少なりとも埋めることが、本稿の目的の1つである。

以下では、まず、第2次世界大戦前までの米州地域における国際私法統一運動を概観した後、戦後のCIDIPにおける統一国際私法条約について簡単な紹介を行い、さらに2002年のCIDIP-6で審議される予定の環境汚染民事責任条約についても言及することとする。

2 第2次大戦前の米州地域の国際私法条約

(1) リマ条約 (1878年, ペルー)

国際私法の統一という点につき、米州地域は世界のどの地域よりも先進的かつ意欲的であった。早くも1877年12月には、南米諸国を中心に国際私法条約の作成を試みる会議がリマ(ペルー)で開催されている。ヨーロッパで第1回ハーグ国際私法会議が開催される10年以上も前に⁽⁵⁾、米州地域では既に統一国際私法条約を作成するための会議が開催されていたことは注目し得る。

このリマ会議で起草された条約(リマ条約)は、8章60カ条からなり、身分・能力、婚姻、相続、裁判管轄、外国判決執行などの問題を取り扱っていた。とくに注目すべきは、属人法の決定基準として本国法主義を採用した点(2条)である⁽⁶⁾。また、会議参加国以外にも広く加入が認められていた点⁽⁷⁾も、最近の米州条約が米州以外の諸国にも広く加入を認めている点で興味深い。

リマ条約は、1878年11月9日に、会議に参加した7カ国⁽⁸⁾の代表によって署名されたが、翌年に発生したチリとペルーおよびボリヴィアとの間の戦争のために発効することなく事実上消失してしまった⁽⁹⁾。

(2) 第1次モンテヴィデオ条約 (1889年, ウルグアイ)

属人法として本国法主義を採用したリマ条約を批准しなかったアルゼンチンは、住所地法主義を採用するウルグアイとともに、新たな国際私法条約を採択するための会議を招請した。これが、第1次モンテヴィデオ会議である。

会議には、南米諸国を中心に計10カ国が参加し⁽¹⁰⁾、国際民法条約、国際商法条約、国際手続法条約、国際刑法条約、特許権に関する条約、著作権に関する条約、商標権に関する条約、自由業の業務に関する条約の8条約と1付属議定書を採択した⁽¹¹⁾。とくに国際民法条約は、属人法につき住所地法主義を採用したため、本国法主義を採用するブラジルおよびチリが署名を拒絶した。結局、国際民法条約を含む全条約を批准したのは、アルゼンチン、ポリヴィア、パラグアイ、ペルー、ウルグアイの計5カ国にとどまった⁽¹²⁾。

(3) ブスタマンテ法典(1928年、キューバ)

米州機構の前身である、米州諸国の共同利益のための協力関係の協議・実現を目的とする汎米会議(Pan-American Conference)も、統一国際私法条約を作成している。1928年にハバナ(キューバ)で開催された第6回汎米会議で採択された、いわゆるブスタマンテ法典(Codigo Bustamante)である。ブスタマンテ法典は、国際民法、国際商法、国際刑法、国際手続法に関する規定を含む、計437カ条からなる大法典である⁽¹³⁾。

ブスタマンテ法典は、属人法について明確な立場を採用せず、各国は属人法として本国法、住所地法その他の法の適用が可能であった(7条)。そもそも属人法の決定基準を統一することの困難さを認識した上で、現実的な対処をしたものといえよう。

本法典は、計15カ国⁽¹⁴⁾が批准したが、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイはモンテヴィデオ条約に加盟していることもあり、批准しなかった。

(4) 第2次モンテヴィデオ条約(1939年・1940年、ウルグアイ)

50年経過した第1次モンテヴィデオ条約上の原則を現代化する目的で開催されたのが、1939年の第2次モンテヴィデオ会議である。この会議では、亡命者庇護条約、知的財産権条約、自由業の業務に関する条約を採択したほか、さらに翌1940年の会議で、国際民法条約、国際陸商法条約、国際海商法条約、国際刑法条約、国際手続法条約および付属議定書を採択した⁽¹⁵⁾。ブラジルおよびチリは、今回も国際民法条約には署名しなかった。また、既にブスタマンテ法典を採用していたペルーも、国際民法条約に対して多大な留保を付した上で

署名した。最終的に、1940年の諸条約を批准したのは、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイの3カ国にとどまった⁽¹⁶⁾。

(5) まとめ

以上の通り、米州地域においては、すでに第2次世界大戦前においても国際私法統一条約が活発に作成されていた。しかし、この活性が、逆に、複数の国際私法条約の作成につながり、属人法の決定基準の対立などもあって、内容の異なる統一条約の並存という事態をもたらした。米州地域全体で見ると、中南米諸国間でブスタマンテ法典とモンテヴィデオ条約が並存するとともに、さらに米国法などが独自に存在するという状況にあったと評することができよう。

第2次世界大戦後、このような状況を前提として、さらに米州地域全体の国際私法統一を促進するための試みがなされるようになる。この作業を主に担ったのが、米州機構の国際私法専門会議 (CIDIP) である。項を改めて、これまでの CIDIP の動向を簡単に紹介する。

3 米州国際私法専門会議 (CIDIP) による国際私法条約

(1) CIDIP の概要

第2次大戦後も、米州地域では国際私法の統一に向けた試みは依然として活発であった。1950年以来、米州機構は、ブスタマンテ法典、モンテヴィデオ条約および米国抵触法リストメントの統一可能性の研究を行い、その実現に向けて組織されたのが、米州国際私法専門会議 (CIDIP) である⁽¹⁷⁾。

CIDIP は、1975年の第1回会議以降、1994年の第5回会議まで、ほぼ5年ごとに開催されてきた。これまでに、21条約と2つの議定書を採択している⁽¹⁸⁾。米国の積極的参加を図るためにも、当初は、国内法への影響が大きい実体法分野ではなく、国内的障害が少なく実益が大きい司法共助などの分野が中心的に取り扱われた⁽¹⁹⁾。その後、国際取引法および国際家族法関係（とくに最近）の条約の採択が増加している。

CIDIP の構成国は、米州機構の全構成国である。CIDIP は、ハーグ国際私法会議のように常設の事務局を有しない。条約採択のための外交会議のほか、

準備や起草・討議のために各国の国際私法専門家からなる会合が随時開催されるに過ぎない⁽²⁰⁾。

また、CIDIPで採択される条約（以下、CIDIP条約）は、英語、フランス語、ポルトガル語およびスペイン語の条文がいずれも等しく正文とされる。議事録を見る限り、実際の作業はスペイン語が中心となっている。CIDIP条約は、原則として、米州機構の構成国以外にも加入のために開放されている。

以下では、これまでに採択されているCIDIP条約を、国際民事訴訟法、国際取引法、国際家族法の三分野と国際私法総則とに分けて簡単な紹介を行いたい（各条約の詳細な検討は別稿に譲る）。その後、今回のCIDIP-6で採択される予定の環境汚染民事責任条約についても若干の検討を行う。

（2）国際民事訴訟法に関する条約

国際民事訴訟法関係の条約（および議定書）は9つある。もっとも、これ以外の条約でも、管轄や判決承認の規定を置くものがある。

（一）仲 裁

仲裁については、[B-35] 商事仲裁条約⁽²¹⁾がCIDIP-1で採択されている。本条約は、米国を含む17ヶ国で発効しており、後述の嘱託書条約と同様に最も成功した条約の1つである。

本条約は、第1に、商取引に関する仲裁合意の有効性を承認する（1条）。これは既存の紛争だけでなく、将来発生する紛争についても同様である。第2に、仲裁人の選任については、当事者の合意した方法に基づくと定める（2条1項）。仲裁人は自国民でも外国人でも構わない（2条2項）。仲裁手続についても当事者の合意に基づくが、この合意が無いときには米州商事仲裁委員会の手続規則⁽²²⁾による（3条）。第3に、仲裁判断の承認・執行については、上訴できない仲裁判断を確定判決と同一の効力を有するものと認め、判決と同様に承認・執行を命じることができると定める（4条）。承認拒絶が認められるのは、(1)当事者が無能力であったことまたは仲裁合意が有効でないこと、(2)敗訴当事者が適切な通知を受けていないなど、防御を行うことができなかったこと、(3)仲裁合意の対象外の問題に対する仲裁判断であること、(4)仲裁人ま

たは仲裁手続に瑕疵があったこと、(5) 仲裁判断に拘束力がないこと、のいずれかを敗訴当事者が証明した場合(5条1項)と、承認国法上、仲裁判断の内容が仲裁によって解決できない性格のものである、または、仲裁判断の承認・執行が承認国の公序に反すると、承認国が認定した場合である(5条2項)。

以上のように、内容的には、外国仲裁判断の承認および執行に関するニューヨーク条約⁽²³⁾と類似するものである。なお、ニューヨーク条約の加盟国においては、ニューヨーク条約と本条約との適用関係が問題となり得る。この点につき、米国は、本条約の批准の際に次のような留保宣言を行っている。すなわち、当事者による明示の指定がない限り、当事者の多数が本条約の加盟国および米州機構の構成国の市民である場合には本条約を適用し、これ以外の場合にはニューヨーク条約を適用する、と⁽²⁴⁾。米州条約優先と解する見解があり得るために⁽²⁵⁾、わざわざ留保を行ったものと考えられる。

なお、本条約の対象外の仲裁判断については、後述の裁判・仲裁承認条約が適用される(裁判・仲裁承認条約1条)。

(二) 司法共助

司法共助に関する条約としては、送達などの共助を定めるものと、証拠共助だけを定めるもののほか、外国法の情報交換に関する条約が採択されている。

CIDIP-1で採択された[B-36]嘱託書条約⁽²⁶⁾も、すでに17カ国の批准・加入を得て発効しており、最も成功した条約の1つである。本条約は、米国が批准しているほか、米州機構の構成国ではないスペインも加入している。

本条約は、当事国に係属する民商事事件に関する嘱託書に適用され、主として国外送達の嘱託書および国外での証拠収集の嘱託書がその対象となる(2条)⁽²⁷⁾。もっとも証拠収集につき、別途、証拠収集条約が作成されていることは、後述のとおりである。宛先国当局への嘱託書の送付は、各国が指定した中央当局を経由する方法のほか、事案に応じて司法機関経由または外交官経由などの方法が採られ得る(4条)。嘱託書の実施要件として、嘱託書および付属書類が宛先国の公用語に翻訳されていることが必要である(5条)。注目すべきは、宛先国(受託国)が嘱託書に基づく送達を実施したとしても、当該事件に関する嘱託国の判決について将来の承認を含意しない旨を明示している点で

ある（9条）。ハーグ送達条約ではこのような明示の規定がないことから、条約上の国際送達と外国判決の承認要件としての送達との関係につき、わが国でも議論があるところであるが、本条約では、このような問題は発生しない。なお、本条約を補完するための〔B-46〕嘱託書条約追加議定書⁽²⁸⁾がCIDIP-2で採択されている（発効済）。

〔B-37〕証拠収集条約⁽²⁹⁾も、すでに15カ国の批准を得て発効している。ハーグ証拠収集条約⁽³⁰⁾と同様に証拠共助を目的とする条約である。外国での証拠収集も嘱託書に基づいて実施されるため、その意味で本条約は証拠収集に特化した嘱託書条約ともいえよう。

本条約によれば、外国での証拠収集を求める嘱託書が実施されるためには、民商事事件との関係で当事国の司法当局によって発行された嘱託書であって、当該嘱託の実施が宛先国（受託国）の法律に違反せず、宛先国の当局に当事者が担保等を提供することが必要である（2条）。本条約を補完する〔B-51〕証拠収集条約追加議定書も採択・発効している⁽³¹⁾。

〔B-43〕外国法条約⁽³²⁾も、スペインを含む12カ国で発効している。この条約は、1968年の外国法の情報に関する欧州条約（ロンドン条約）と同趣旨のものである⁽³³⁾。すなわち、外国法条約は、他の当事国の要請に基づき、自国の法律情報の提供義務を各当事国に課す（2条）。条約上の任務を果たすため、各当事国は、中央当局を指定しなければならない（9条）。要請は、宛先国の中央当局に対して行われるが、要請国の中央当局だけでなく、要請国の裁判所が直接に行うことも可能である（7条）。要請および回答は、原則として、宛先国の公用語で行われる（5条）。このように、内容的にもロンドン条約とかなり類似しているといえよう。

（三）外国裁判の承認・執行

外国裁判の承認・執行に関する条約としては3つのものがある。第1に、〔B-41〕裁判・仲裁承認条約⁽³⁴⁾がCIDIP-2で採択されている（発効済）。この条約の対象は、いずれかの当事国における民事、商事または労働事件手続で下された判決および仲裁判断である（1条）。もっとも当事国は、批准時に、財産事件の金銭支払判決だけに適用を限定する宣言を行うことができるし（メキ

シコはこの留保宣言を行っている), 逆にいわゆる付帯私訴判決などをも対象とする旨の宣言を行うこともできる。なお, 商事仲裁条約の対象となる仲裁判断については, 本条約の適用はない(1条2項)。外国判決や仲裁判断が承認されるためには, 承認国法の管轄基準に照らして判決国が間接管轄を有すること, 承認国法上認められる方法と実質的に同様の方法での送達があったこと, などの承認要件を満たしている必要がある(2条)。

第2に, [B-42] 保全処分執行条約⁽³⁵⁾が, すでに7カ国の批准を得て発効している。この条約は, 国際裁判管轄を有する当事国が下した保全処分であって, 未成年者の監護・暫定的扶養措置や財産の差押命令などを対象とする(2条)。保全処分自体の準拠法は, 当該処分手続地法によるが, 申立人または相手方が提供すべき保証金などの事項については, 執行地法による(3条)。

第3に, 未発効であるが, [B-50] 間接管轄条約⁽³⁶⁾も採択されている。本条約は, 前述の裁判・仲裁承認条約の間接管轄を明確にするためのものであるが(前文), 対象とされているのは契約上の金銭請求事件および物権関係事件だけである(1条)。不法行為に基づく金銭請求事件も条約の対象外である(6条)。具体的な間接管轄の基準としては, 金銭支払請求訴訟については, 被告の住所・常居所, 主たる営業所, 設立地のいずれにも間接管轄が認められる。応訴管轄も書面による合意管轄も, 原則として認められる(1条)。

(3) 国際取引法に関する条約

国際取引法に関する条約としては, 法人, 契約などについて8つのものがある。

(一) 法人

法人に関する条約として, 商事会社に関する条約とそれ以外の法人一般に関する条約の2つがある。

CIDIP-2で採択された[B-40]会社条約⁽³⁷⁾は, 既に8カ国の批准を得て発効している。会社条約が対象とするのは, 当事国で設立された商事会社である(1条)。いずれかの当事国で設立された会社は, 他の当事国でも当然に承認されるが, 承認国法上認められる能力以上のものは認められない(3条)。いわ

ゆる会社の内部関係については、設立地法が準拠法とされる（2条）。会社の取引行為の準拠法は、当該行為の履行地国法である（4条）。なお、事実上の本拠地とは異なる国で設立された会社に対して、当該会社の本拠地の国は、改めて当該国法上の設立要件の充足を要求することができる（5条）。

CIDIP-3で採択された〔B-49〕法人能力条約⁽³⁸⁾は、4カ国の批准を得て発効している。これは、いずれかの当事国で設立された法人を対象とする。法人とは独立した存在、活動責任、構成員を有し、かつ、設立地の法律に従って法人と分類される団体をいう（1条）。会社条約と同様に、これら法人は他の当事国でも法人として認められ（3条）、法人の内部関係は設立地の法律により（2条）、法人の目的内の行為については当該行為の履行地法による（4条）。なお、各当事国自身および当事国の公法人、並びに、国際法人も、原則として、各当事国において私法上の主体として認められる（7条・8条）。

（二）契約一般

契約一般に関しては、代理と契約準拠法に関する条約がそれぞれ採択されている。

第1に、〔B-38〕代理条約⁽³⁹⁾は、CIDIP-1で採択されたものであるが、すでに16カ国の批准を得て発効している。代理条約は、まず、いずれかの当事国で適法に授与された代理権につき、他の当事国でも有効と扱われる旨を定める（1条）。いわゆる代理の内部関係については、本人が代理権行使地法を指定した場合を除き、代理権授与地法が準拠法となる（2条）。代理権の公示および代理の外部関係については、代理権行使地法が準拠法とされる（4条・5条）。

第2に、CIDIP-5で採択された〔B-56〕契約準拠法条約⁽⁴⁰⁾は、現在までヴェネズエラおよびメキシコの2カ国で発効している。契約準拠法条約は、双方が当事国に常居所・営業所を有する当事者間の契約、または、複数当事国に客観的関連性のある契約を対象とする（1条）。契約準拠法については、当事者自治の原則が認められ（7条）、当事者が準拠法を指定していない場合には、最密接関連国法が準拠法となる（9条）。最密接関連国法の決定は、契約毎にあらゆる主観的・客観的事情を総合的に考慮してなされ、特徴的給付の理論などに基づく推定規則は置かれていない。国家法だけでなく、いわゆる国際商慣習

法 (lex mercatoria) も準拠法として選択され得るという点 (10条) は、従来の欧州諸国の国際私法やハーグ国際私法条約などと比較しても、とくに斬新な内容といえよう。

(三) 有価証券

有価証券については、一応3つの条約が採択されているが、内容的にはほぼ同一のものである。

その一は、[B-33] 手形条約⁽⁴¹⁾である (発効済)。手形条約によれば、手形行為能力は当該手形債務負担地の法律により (1条)、手形行為の方式は当該行為地法による (2条)。手形上の債務については、当該手形債務負担地の法律によるが (3条)、手形債務負担地を明示していない場合には、支払地法、これも明示していない場合には振出地法が適用される (5条)。なお、手形条約では、手形の買取から生じた訴訟の裁判管轄権についても規定を置き、これによれば、手形支払地および被告住所地の中から原告が選択できるとされている (8条)。

その二は、[B-34] 小切手条約⁽⁴²⁾である (発効済)。小切手条約は、実質的には1カ条だけのもので、小切手にも手形条約を準用することを定めている (1条)。

その三は、[B-39] 新小切手条約⁽⁴³⁾である (発効済)。新小切手条約は、手形条約とほぼ同内容の規定を置く。従って、小切手条約とも同内容のものであり、小切手条約との違いは「準用」で済ますのではなく改めて規定を置いた程度のものである。

(四) 運送

運送関係の条約として CIDIP-4 で採択された [B-55] 陸上運送契約条約⁽⁴⁴⁾がある (未発効)。陸上運送契約条約が適用されるのは、物品の積込地と引渡地の双方が当事国の場合である (2条)。条約では、積荷証券 (船荷証券) の様式に関する詳細な実質法規定 (3条~11条) および運送人の責任に関する実質法規定 (12条~14条) が置かれている。国際陸上物品運送契約に基づく訴訟についての国際裁判管轄に関しては、被告の住所・常居所・本店・積荷証券発行支店の所在地国、積込地、引渡予定地などから原告が選択できる (15条)。な

お、本条約を補完するための追加議定書がCIDIP-6で採択される予定である。

(4) 国際家族法に関する条約

国際家族法に関する条約としては、子の保護に関する条約と扶養に関する条約がある。

(一) 子の保護

子の保護に関する条約として、第1に、[B-48] 養子縁組条約⁽⁴⁵⁾が挙げられる。CIDIP-3で採択された本条約は、養親の住所と養子の常居所がいずれも当事国にある養子縁組に適用される(1条)。養子縁組の同意等の要件、手続などの事項には、未成年者の常居所地法が適用され(3条)、養親の年齢等の要件については養親の住所地法が適用される(4条)。この条約に基づく養子縁組は、他の当事国で承認される(5条)。養子縁組の管轄権については、養子の常居所地国に認められる(15条)。なお、養子縁組という事実についての秘密の保証(7条)や、養親の適格性の証明書(8条)などの実質法規定も置かれている点は、注目に値する⁽⁴⁶⁾。

子の保護に係る第2の条約としては、[B-53] 子返還条約⁽⁴⁷⁾が挙げられる。子返還条約は、ハーグ子奪取条約と同様に、不法に移動・留置された子の迅速な返還を目的とするものである(1条)。子の返還申立につき、移動・留置の直前の子の常居所地国は、これを審理する管轄権を有する(6条)。

第3の条約として、[B-57] 未成年者人身売買条約⁽⁴⁸⁾が挙げられる。CIDIP-5で採択された本条約は、最近も加盟国数が増加している(発効済)。未成年者人身売買条約は、たとえば臓器売買などのための未成年者の人身売買が横行していることから、これを防止しようとする目的のものである。そのために、この条約は、民事規定だけでなく、刑事に関する規定をも含んでいる。この条約は、国際的な人身売買実行時に未成年者が当事国に常居所地または所在地を有する場合に適用される(2条)。国際私法(手続法)関係の規定としては、たとえば、未成年者の捜索・返還の申立権者について、未成年者の常居所地法によるとの規定(12条)や、未成年者の捜索・返還の裁判管轄を、未成年者の常居所地国または留置国に認める規定(13条)などが挙げられる。

(二) 扶 養

[B-54] 扶養条約⁽⁴⁹⁾は、CIDIP-4で採択されたものである(発効済)。扶養条約は、扶養権利者の住所もしくは常居所と、扶養義務者の住所もしくは常居所または財産もしくは所得とが、いずれも当事国にある場合に適用される(1条)。扶養義務の準拠法については、扶養権利者または扶養義務者の住所または常居所地の法律の中から、扶養権利者に最も有利な法を当局が認定する(6条)。裁判管轄については、扶養権利者もしくは扶養義務者の住所地もしくは常居所地の国、または、扶養義務者が人的関連性(財産保有、所得受領など)を有する国に認められる(8条)。さらに応訴管轄も認められる。共助手続に関して、条約に基づく管轄権、手続権の保障などの要件を満たした扶養命令は、相互に承認・執行される(11条)。

(5) 国際私法の総則に関する条約

上記の三分野以外にも、CIDIPは、国際私法総則に関する条約と住所に関する条約を採択している。このような国際私法の総則に関する統一条約は、他にあまり類を見ないものであって注目に値する。

(一) 国際私法総則

[B-45] 国際私法総則条約⁽⁵⁰⁾は、CIDIP-2で採択され、すでに10カ国の批准を得て発効している。

本条約は、まず、国内国際私法規則と条約国際私法規則との間の関係につき、条約の優先を定める(1条)。続いて、外国法の適用とは、当該準拠法所属国の裁判所がするのと同様に適用することをいい(2条)、当該準拠法上の制度と代替可能な制度が自国に存在しない場合には、当該準拠法の適用を拒絶することができる(3条)、と規定する。さらに、詐欺的に取得された準拠法について適用しない旨の法律回避の規定(6条)、関連性を有する法律に従い当事国で有効に成立した法律関係を他の当事国も公序に反しない限り承認する旨の既得権尊重の規定(7条)、先決問題に関する規定(8条)、調整問題ないし適応問題に関する規定(9条)などが置かれている。

(二) 住 所

自然人の住所を定める条約として、[B-44] 住所条約⁽⁵¹⁾が CIDIP-2 で採択されている（発効済）。住所条約によれば、自然人の住所は、(1)常居所、(2)主たる営業地、(3)常居所も営業地も無い場合には、居所、(4)居所も無い場合には、所在地、という順序に従って決定される（2条）。無能力者については、原則として法定代理人の住所とされる（3条）。婚姻住所は、原則として夫婦の共同生活地であるが、夫婦の一方は、前述の2条に従って自己の住所を定めることも可能である（4条）。なお、外交官などの住所については、派遣国内の最後の住所にあるものとされる（5条）。以上に加えて、二つの当事国に住所を有する者は、当該者が居住する当事国に住所があるものとみなし、双方に居住するときには当該者が所在する地を優先する（6条）。本条約は、内容的には第2次モンテヴィデオ国際民法条約と、そう大きな違いはないように思われる⁽⁵²⁾。もっとも、住所の決定基準として常居所を第一順位とした点は、最近のハーグ国際私法条約と同様の立場であって、法統一という観点からは評価に値しよう。

(6) CIDIP-6 と環境汚染民事責任条約

(一) 総説

以上、CIDIP-1 から CIDIP-5 で採択された国際私法条約を概観した。次回の CIDIP-6 は、2002 年に開催される予定である。5 年ごとの CIDIP 開催周期からすれば 1999 年に CIDIP-6 が開催されるはずであったが、種々の事情により日程は大幅に延ばされた⁽⁵³⁾。CIDIP-6 では、(1)陸上運送契約条約を見直すとともに、同条約に関する追加議定書を採択すること、(2)金融取引と担保の問題に関して、担保取引に関する米州モデル法を採択すること、(3)契約外債務の問題として、「越境汚染の民事責任についての準拠法および国際裁判管轄権に関する条約」を採択すること、が予定されている⁽⁵⁴⁾。

これらの内、ここでは最後の環境民事責任条約を取り上げて、若干の紹介・検討を行うこととする。というのも、この条約は、そもそも当初は不法行為一般に関する条約として採択が予定されていたものであって、環境汚染民事責任だけではなく不法行為一般に関する米州諸国の国際私法（とくに国際裁判管轄

規則および準拠法選択規則)にも影響を与える可能性があるからである。また、環境民事責任に関する国際私法については、わが国の解釈論および立法論上も諸見解の対立が見られる点であり、この条約も今後のわが国の議論の参考資料の1つになるのではないかと考える。

この条約については、ウルグアイ代表が中心となってまとめた「基本案」⁽⁵⁵⁾が既に公表されている。基本案は、CIDIP-6での審議の叩き台になるものであり、CIDIP-6開催前における最も重要な資料の一つである。これまでのCIDIPの例から見れば、基本案は、通常、条約内容の方向性を決定づけるものであるが、場合によっては、米国などの強力な反対にあって基本案が否定される可能性もあり得るため、条約内容の帰趨を見通すためにも基本案の基礎にある思想とこれに対して想定される批判を検討することが有益であろう。

(二) 環境汚染民事責任条約基本案の概要

この条約基本案は、6カ条からなる。第1に、1条は、「この条約は、当事国に属する自然人または私法人に影響を与える越境汚染の民事責任についての準拠法および国際裁判管轄を定める。」と規定し、条約の対象ないし適用範囲を明らかにする。ただし、地理的適用範囲につき注意すべきは、本条約でいう「越境汚染」とは「環境汚染が当該汚染源の当事国の領域を越えて他の当事国または他の当事国に所在する財産もしくは人に対して有害な影響をもたらす場合において生ずるもの」(3条2号)に限定され、汚染原因地および損害発生地のいずれもが当事国でなければならない点である。また、人的適用範囲につき、1条の文言によれば、被害者が「当事国に属する」私人でなければならないが、「当事国に属する」とは何か(国籍か、住所か、それ以外の基準か)については不明確である。もっとも当事国に属している者であれば、「この条約に定める規定およびこれに基づく準拠国家法は、当事者の国籍、住所または居所に基づく差別なしに、適用される」(6条)。

第2に、越境汚染の民事責任の国際裁判管轄については、被告の住所地国・常居所地国・営業地国はもちろん、汚染原因地国、損害発生地国に加えて、原告の住所地国・常居所地国・営業地国にも認められる。この中からいずれの国を選択するかは被害者に委ねられている(4条)。これに対して、加害者側

からの訴訟については規定が置かれていない。

第 3 に、準拠法についても、汚染原因地国、損害発生地国、原告の住所地国・常居所地国・営業地国の中から原告が選択することができる（5 条）。

なお、これらの規定以外にも、本条約では、たとえば各当事国の領域使用の管理責任（2 条 1 号・2 号）⁽⁵⁶⁾や、各当事国の許認可が当事者の免責を与えるものでないこと（2 条 3 号）⁽⁵⁷⁾を定める規定などが置かれている。

（三）若干の検討

第 1 に、条約の適用範囲について、被害者が当事国に属する人・法人であること、と人的に制限するのみである。環境汚染とは「有害な物質またはエネルギーの海洋、空中または土地への放出または廃棄」と定義されている（3 条 1 号）ことから、たとえば原子力汚染なども本条約の対象となり得よう⁽⁵⁸⁾。

第 2 に、国際裁判管轄について、被告の住所地国に国際裁判管轄を認めることについて異論は少ないであろう。被告の常居所地や営業地にも管轄を認めている点が気になるが、これは常居所地や営業地も住所と同様に被告を一般的に服従させるに十分な関連性を有するとの考え方に基づくものと思われる⁽⁵⁹⁾。また、汚染原因地および損害発生地の管轄については、欧州諸国⁽⁶⁰⁾でも日本の多数説でも認められている、比較的穏当なものと評価できよう⁽⁶¹⁾。ただし、米国とカナダとの間の国際環境汚染問題に対処するための米加統一法⁽⁶²⁾は、損害発生地ではなく、汚染原因地だけに管轄を認めているため（2 条）、この統一法を支持する立場からの反対も考えられる。さらに問題となるのは原告の住所地などの管轄であろう。通常は、損害発生地と重なることが多いとしても、加害者側からすれば、原告の住所地は予見不可能である。もっとも、本条約の適用対象が当事国に属する被害者とすれば、原告の住所地といっても、当事国に限定される。

第 3 に、準拠法について、条約基本案は、広範な原告側の選択を認める。まず、汚染原因地国法の適用については、加害者の予見可能性、責任追及の実効性などの理由から認められるものである。米加統一法も汚染原因地法（法廷地法）を準拠法とする（4 条）が、米加統一法は、条約基本案とは異なり、汚染原因地法以外の適用を認めておらず、したがって、この立場からは広範な準

拋法の中からの選択を認める条約基本案に対する強い反対があり得るであろう。次に、損害発生地国法の適用については、被害者保護という理由から、わが国でも有力に主張されている考え方であり⁽⁶³⁾、これ自体は問題ないであろう。問題となり得るのは、やはり選択肢の1つとされている点である。さらに、注目すべきは、選択肢の1つとして、条約基本案が、原告の住所・常居所・営業地の法の適用を認める点である。これは、原告(被害者)の保護という発想に基づくものである。もっともこの点についても「当事国に属する」被害者に条約の適用対象を限定する点に関連し、もしも被害者の住所・常居所・営業地のある国が当事国である場合にしか本条約が適用されないのであれば、原告の側の法律といっても当事国の法律に限定されることになる。これに対して、国籍なども「属する」基準として認められるのであれば、たとえばわが国に住所を有する当事国の国民に対して、日本法が適用されるという事態が発生することになる。この点はさておき、準拋法に関する本条約基本案の最大の争点は、被害者の準拋法の選択可能性を認めるかどうかであろう。本条約基本案では、被害者保護に厚い内容となっているが、会議では、おそらく被害者となるよりも加害者となることが多い北米諸国からの強い反対が予想される。

4 結びにかえて

以上、米州地域の統一国際私法条約につきCIDIPを中心に簡単に見た。

ハーグ国際私法条約との比較という観点から米州地域の国際私法条約の特徴を挙げれば、第1に、条約内容の包括性を指摘できよう。従来のハーグ国際私法条約は、個別の事項について準拋法規則または手続法規則のいずれかを定めるものが大半である。これに対して、米州地域では、戦前のモンテヴィデオ条約およびブスタマンテ法典のいずれも、国際民法、国際商法および国際民事手続法その他の広範な法領域を対象としていた。また、戦後のCIDIP条約は、たしかに包括的な法領域ではなく個別の事項を対象とするものではあるが、当該事項に関する限り、準拋法選択規則だけでなく、裁判管轄規則や統一実質法規則を定めて包括的な法規制を図る条約も多い(たとえば、手形条約、扶養条約、陸上運送契約条約、養子縁組条約など)。

第2の特徴(第1の特徴とも部分的に重なるが)としては、ハーグ国際私法条約には見受けられないような、新しい考え方を積極的に取り入れている点が挙げられる。たとえば、国際私法総則条約のように、そもそも国際私法の一般規則自体を一個の条約で定めるという発想は、ハーグ国際私法条約には見あたらない。また、個別の規定についても、たとえば、司法共助と判決承認との無関係を明示する嘱託書条約等の規定や、養子縁組条約中の養子縁組という事実に関する保秘などの実質法規定などは、類似のハーグ国際私法条約と比較して先進的なものと評価することができよう。さらに、契約の類型化に基づく推定規則(特徴的給付の理論など)を排するとともに国際商慣習法(*lex mercatoria*)の適用可能性を広く認める契約準拠法条約の規定、被害者保護の観点から裁判所および準拠法の広範な選択を認める環境汚染民事責任条約(基本案)の規定などは、ハーグ国際私法条約はもとより欧州諸国の国際私法と比較してみても、目新しいものといえる。今後の普遍的な国際私法条約の内容や障害を考える際には、これらの諸条約・諸規定の妥当範囲に関する検討が必要となろう。わが国の国際私法の立法論的考察においても、これらは、参照すべき素材の一つとなり得る。

国際私法統一運動という観点においても、米州地域は、第二次大戦前から先駆性を有していた。また、戦後もCIDIPという場を設定して、継続的に国際私法の統一化を進めてきたといえよう。しかしながら、この統一国際私法運動については、最近になって多少の翳りが見受けられる。たとえばCIDIPの採択する条約数は、近年少なくなっている。また、CIDIP-6の開催時期も遅れた。さらに、最近では統一国際私法条約ではなく、むしろ統一実質法や刑事法などを内容とする条約や、モデル法という法形式を選択する方向も示されている。このCIDIPにおける国際私法統一の停滞傾向の理由としては、従来、欧州中心のハーグ国際私法会議を敬遠していた米州諸国が、近時、ハーグ国際私法会議に積極的に参加していることが考えられる。現在では、北米はもとより、中南米の有力国もハーグ国際私法会議の構成国になっており⁽⁶⁴⁾、CIDIPの存在意義自体が曲がり角に来ているのかもしれない。

このようなCIDIPに対する消極的要因に対して、他方では今後の積極的な

可能性を示す要因も存在する。それは、米州地域における経済市場統合の動きである。たとえば、南米共同市場 (MERCOSUR) の創設・進展に伴い、共同市場における統一国際私法条約が作成されている⁽⁶⁵⁾。米州では、今後、MERCOSUR および北米自由貿易地域 (NAFTA) を含む、南北アメリカ大陸全体を単一市場とする米州自由貿易地域 (FTAA) の創設が予定されている⁽⁶⁶⁾。このような米州地域の地域統合が一層強まれば、欧州諸国の動向と同様に、共同市場内における米州国際私法条約の必要性が強まり、再び、CIDIP の役割が重要となってくる可能性もある。このような観点から、わが国においても、今後の米州地域の統一国際私法運動の動向を継続的に観察する必要があると考える。

- (1) 米州機構 (Organization of American States/Organización de los Estados Americanos) については、ウェブサイト (<http://www.oas.org/>) のほか、庄司真理子「米州機構」国際法学会編『国際関係法辞典』(三省堂, 1995年) 698頁などを参照。米州機構の現構成国は、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリヴィア、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディン、スリナム、セントキッツ・ネーヴィス、トリニダード・トバゴ、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ヴェネズエラの計35カ国である。ただし、1962年の第8回外相諮問会議の決議により、キューバの現政府については米州機構への参加を認められていないため、より正確には計34カ国というべきかもしれない。<http://www.oas.org/en/mstates/memblast.htm> を参照)
- (2) 米州国際私法専門会議 (Inter-American Specialized Conference on Private International Law/Conferencia Especializada Interamericana sobre Derecho Internacional Privado) については、3を参照。
- (3) 米州国際私法条約については、Parra-Aranguren, Recent Development of Conflict of Laws Conventions in Latin America, 164 Recueil des Cours 55 [1979-III]; Samtleben, Die Interamerikanischen Spezialkonferenzen für IPR, *RebelsZ* 44 (1980) 257; De Maekelt, General Principles of Private Interna-

tional Law in the Americas, 177 Recueil des Cours 193 [1982-IV]; Samtleben, Neue interamerikanische Konventionen zum IPR, *RabelsZ* 56 (1992) 1; Garro, Unification and Harmonization of Private Law in Latin America, 40 *Am. J. Comp. L.* 587 (1992); Boggiano, The Contribution of the Hague Conference to the Development of Private International Law in Latin America, 233 *Recueil des Cours* 99 [1992-II]などを参照。

- (4) 1960年代までは比較的詳細な研究が行われていた。たとえば川上太郎『国際私法の国際的法典化』（神戸大学経済経営研究所，1967年）40頁以下を参照。
- (5) 第1回ハーグ国際私法会議が開催されたのは，1893年のことである。
- (6) アルゼンチンがリマ条約を批准しなかった理由でもある（川上・前掲書（法典化）42頁）。
- (7) 川上・前掲書（法典化）42頁。
- (8) アルゼンチン，ボリヴィア，チリ，コスタリカ，エクアドル，ペルー，ヴェネズエラ。
- (9) ペルーが批准しただけである。（川上・前掲書（法典化）42頁）。なお，リマ条約の規定のいくつかは，1906年のエクアドル＝コロンビアの2国間国際私法条約で採用されたとのことである（De Maekelt, *op. cit.*, at 222.）。
- (10) アルゼンチン，ボリヴィア，ブラジル，チリ，コロンビア，エクアドル，パラグアイ，ペルー，ウルグアイ，ヴェネズエラ。
- (11) 川上・前掲書（法典化）43頁。なお，特許権条約および商標権条約の条文邦訳につき，川上太郎『国際私法条約集』（神戸大学経済経営研究所，1966年）32頁を参照。
- (12) 後にコロンビアが，国際民法条約，国際商法条約，国際手続法条約および自由業業務条約に，エクアドルが自由業業務条約に，オーストリア，ベルギー，フランス，ドイツ，ハンガリー，イタリア，スペインが著作権条約に，それぞれ加入した。
- (13) プスタマンテ法典の条文邦訳については，川上太郎『国際私法条約集』（神戸大学経済経営研究所，1966年）34頁以下を，参考文献については同191頁を参照。
- (14) 留保なしに批准したのは，キューバ，グアテマラ，ホンジュラス，ニカラグア，パナマ，ペルー。一部留保付の批准国は，ブラジル，ハイチ，ドミニカ共和国，ヴェネズエラ。一般的留保を付した批准国は，ボリヴィア，コスタリカ，チリ，エクアドル，エルサルヴァドル。

- (15) これら条文の邦訳については、川上・前掲書（条約集）3頁以下を参照。
- (16) 川上・前掲書（法典化）45頁。
- (17) Badan, L'oeuvre de la CIDIP dans le contexte du droit international privé actuel, in Borrás et al. (eds.), E Pluribus Unum (1996) 269.
- (18) ◆CIDIP-1 (1975年, パナマ) ◆
- [B-33] 為替手形, 約束手形および送り状についての抵触法に関する米州条約（本稿では手形条約と略す。以下, 同）
 - [B-34] 小切手についての抵触法に関する米州条約（小切手条約）
 - [B-35] 国際商事仲裁に関する米州条約（商事仲裁条約）
 - [B-36] 嘱託書に関する米州条約（嘱託書条約）
 - [B-37] 外国での証拠収集に関する米州条約（証拠収集条約）
 - [B-38] 外国で行使される代理権の法規整に関する米州条約（代理条約）
- ◆CIDIP-2 (1979年, ウルグアイ) ◆
- [B-39] 小切手についての抵触法に関する米州条約（新小切手条約）
 - [B-40] 商事会社についての抵触法に関する米州条約（会社条約）
 - [B-41] 外国判決および外国仲裁判断の渉外的効力に関する米州条約（裁判・仲裁承認条約）
 - [B-42] 保全処分の執行に関する米州条約（保全処分執行条約）
 - [B-43] 外国法の証明および情報提供に関する米州条約（外国法条約）
 - [B-44] 国際私法における自然人の住所に関する米州条約（住所条約）
 - [B-45] 国際私法の総則に関する米州条約（国際私法総則条約）
 - [B-46] 嘱託書に関する米州条約の追加議定書（嘱託書条約追加議定書）
- ◆CIDIP-3 (1984年, ボリヴィア) ◆
- [B-48] 未成年者の養子縁組についての抵触法に関する米州条約（養子縁組条約）
 - [B-49] 法人の国際私法における法人格および能力に関する米州条約（法人能力条約）
 - [B-50] 外国判決の渉外的効力のための国際管轄に関する米州条約（間接管轄条約）
 - [B-51] 外国での証拠収集に関する米州条約の追加議定書（証拠収集条約追加議定書）
- ◆CIDIP-4 (1989年, ウルグアイ) ◆
- [B-53] 子の国際的返還に関する米州条約（子返還条約）
 - [B-54] 扶養義務に関する米州条約（扶養条約）

[B-55] 国際陸上物品運送契約に関する米州条約（陸上運送契約条約）

◆CIDIP-5（1994年，メキシコ）◆

[B-56] 国際契約の準拠法に関する米州条約（契約準拠法条約）

[B-57] 未成年者の国際的人身売買に関する米州条約（未成年者人身売買条約）

なお，[B-xx] というのは米州機構で使用している条約の符号であるが，本稿でも便宜上，これに従う。

- (19) 実際に，米国が加盟している米州条約は，商事仲裁条約と嘱託諸条約（および同追加議定書）だけである。
- (20) Badan, op. cit., at 273.
- (21) Inter-American Convention on International Commercial Arbitration/Convención Interamericana sobre Arbitraje Comercial Internacional（英語とスペイン語の条約名。フランス語とポルトガル語は省略。以下同）。批准国（2001年7月25日現在，以下同じ）は，アルゼンチン，ボリヴィア，ブラジル，チリ，コロンビア，コスタリカ，エクアドル，エルサルヴァドル，グアテマラ，ホンジュラス，メキシコ，パナマ，パラグアイ，ペルー，米国，ウルグアイ，ヴェネズエラ（計17カ国）。邦語文献として，岩崎一生「国際商事仲裁に関する米州国間条約（パナマ条約）」小島武司・高桑昭編『注解仲裁法』（青林書院，1988年）870頁以下。同876頁に本条約の条文の邦訳が掲載されている。
- (22) UNCITRAL 仲裁規則とほぼ同内容である。
- (23) Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards. ニューヨーク条約については，小島武司・高桑昭編『注解仲裁法』（青林書院，1988年）359頁以下などを参照。
- (24) <http://www.oas.org/juridico/english/Sigs/b-35.html> を参照。
- (25) 高桑昭「仲裁に関する条約」松浦馨・青山善充編『現代仲裁法の論点』（有斐閣，1998年）86頁，93頁を参照。
- (26) Inter-American Convention on Letters Rogatory/Convención Interamericana sobre Exhortos y Cartas Rogatorias. 批准国・加入国は，アルゼンチン，ブラジル，チリ，コロンビア，コスタリカ，エクアドル，エルサルヴァドル，グアテマラ，ホンジュラス，メキシコ，パナマ，パラグアイ，ペルー，スペイン，米国，ウルグアイ，ヴェネズエラ（計17カ国）。最近の文献として，Anne-Marie Kim, The Inter-American Convention and Additional Protocol on Letters Rogatory: The Hague Service Convention's "Country Cousins" ?

- 36 Columbia J. of Transnational L. 687 (1998); Forcino, International Service of Process: the Trend moves away from Uniformity, 8 Pace Int'l L. Rev. 485 (1996).
- (27) より正確に言えば、国外での証拠収集の囑託書については、留保がない場合に限り、対象となる(2条b)。この留保を行っているのは、ヴェネズエラだけである。<http://www.oas.org/juridico/english/Sigs/b-35.html>を参照。
- (28) Additional Protocol to the Inter-American Convention on Letters Rogatory/Protocolo Adicional a la Convención Interamericana sobre Exhortos y Cartas Rogatorias.批准国は、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ペルー、米国、ウルグアイ、ヴェネズエラ(計13カ国)。
- (29) Inter-American Convention on the Taking of Evidence Abroad/Convención Interamericana sobre Recepción de Pruebas en el Extranjero.批准国は、アルゼンチン、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ヴェネズエラ(計15カ国)。
- (30) ハーグ証拠収集条約については、多田望『国際民事証拠共助法の研究』(大阪大学出版会、2000年)99頁以下を参照。
- (31) Additional Protocol to the Inter-American Convention on the Taking of Evidence Abroad/Protocolo Adicional a la Convención Interamericana sobre Recepción de Pruebas en el Extranjero.批准国は、アルゼンチン、エクアドル、メキシコ、ヴェネズエラ(計4カ国)。
- (32) Inter-American Convention on Proof of and Information on Foreign Law/Convención Interamericana de Pruebas e Información acerca del Derecho Extranjero.批准国・加入国は、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ペルー、スペイン、ウルグアイ、ヴェネズエラ(計12カ国)。
- (33) ロンドン条約の条文・批准状況・報告書などにつき、欧州評議会のウェブサイト(<http://conventions.coe.int/Treaty/EN/CadreListeTraites.htm>)を、概要につき、三ヶ月章「外国法の適用と裁判所」澤木敬郎・青山善充編『国際民事訴訟法の理論』(有斐閣、1987年)239頁、282頁を参照。
- (34) Inter-American Convention on Extraterritorial Validity of Foreign Judgments and Arbitral Awards/Convención Interamericana sobre eficacia Extraterritorial de Sentencias y Laudos Arbitrales Extranjeros.批准国は、アル

- ゼンチン、ボリヴィア、ブラジル、コロンビア、エクアドル、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ヴェネズエラ（計10カ国）。
- (35) Inter-American Convention on Execution of Preventive Measures/Convención Internacional del cumplimiento de Ejecución de Medidas Preventivas. 批准国は、アルゼンチン、コロンビア、エクアドル、グアテマラ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ（計7カ国）。
- (36) Inter-American Convention on Jurisdiction in the International Sphere for the Extraterritorial Validity of Foreign Judgments/Convención Interamericana sobre la Competencia en la esfera Interamericana para la eficacia extraterritorial de las Sentencias Extranjeras. 批准国は、メキシコのみ。
- (37) Inter-American Convention on Conflicts of Laws Concerning Commercial Companies/Convención Interamericana sobre Conflicto de Leyes en materia de Sociedades Mercantiles. 批准国は、アルゼンチン、ブラジル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ヴェネズエラ（計8カ国）。
- (38) Inter-American Convention on Personality and Capacity of Juridical Persons in Private International Law/Convención Interamericana sobre Personalidad y Capacidad de personas jurídicas en Derecho Internacional Privado. 批准国は、ブラジル、グアテマラ、メキシコ、ニカラグア（計4カ国）。
- (39) Inter-American Convention on the Legal Regime of Powers of Attorney to be used Abroad/Convención Interamericana sobre el Régimen Legal de Poderes para ser utilizados en el extranjero. 批准国は、アルゼンチン、ボリヴィア、ブラジル、チリ、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ヴェネズエラ（計16カ国）。
- (40) Inter-American Convention on the Law Applicable to International Contracts/Convención Interamericana sobre Derecho Aplicable a Contratos Internacionales. 契約準拠法条約については、拙稿「1994年の国際契約の準拠法に関する米州条約について」帝塚山法学1号206頁以下（1998年）を参照。
- (41) Inter-American Convention on Conflict of Laws concerning Bills of Exchange, Promissory Notes, and Invoices/Convención Interamericana sobre Conflicto de Leyes en Materia de Letras de Cambio, Pagaras y Facturas. 批准国は、アルゼンチン、チリ、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ヴェネズエラ（計14カ国）。

- (42) Inter-American Convention on Conflict of Laws Concerning Checks/Convención Interamericana sobre Conflictos de Leyes en materia de cheques. 批准国は、チリ、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、パナマ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ (計9カ国)。
- (43) Inter-American Convention on Conflicts of Laws Concerning Checks/Convención Interamericana sobre Conflictos de Leyes en materia de cheques. 批准国は、ブラジル、チリ、エクアドル、グアテマラ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ヴェネズエラ (計8カ国)。
- (44) Inter-American Convention on Contracts for the International Carriage of Goods by Road/Convención Interamericana sobre Contratación de Transporte Internacional de Mercadería por Carreteras. 批准国はない。この条約については、Larsen, 1989 Inter-American Convention on International Carriage of Goods by Road, 39 Am. J. Comp. L. 121 (1991)。
- (45) Inter-American Convention on Conflict of Laws Concerning the Adoption of Minors/Convención Interamericana sobre Conflicto de Leyes en materia de Adopción de menores. 批准国は、ベリーズ、ブラジル、コロンビア、メキシコ、パナマ (計5カ国)。この条約については、van Loon, International Cooperation and Protection of Children with regard to Intercountry Adoption, 244 Recueil des Cours 194 [1993-VII], at 308などを参照。
- (46) Von Loon, op. cit., at 309は、ハーグ養子縁組条約と比べて子の福祉の思想をさらに一歩進めたものである、と評価する。
- (47) Inter-American Convention on the International Return of Children/Convención Interamericana sobre Restitución Internacional de Menores. 批准国・加入国は、アルゼンチン、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、コスタリカ、メキシコ、パラグアイ、ヴェネズエラ (計8カ国)。
- (48) Inter-American Convention on International Traffic in Minors/Convención Interamericana sobre Tráfico Internacional de menores. 批准国・加入国は、アルゼンチン、ベリーズ、ブラジル、コロンビア、パナマ、パラグアイ、ウルグアイ (計7カ国)。この条約については、Parra-Aranguren, The Fifth Inter-American Specialized Conference on Private International Law: Mexico City, 14-18 March, 1994, in Borrás et al. (eds.), E Pluribus Unum (1996) 299を参照。
- (49) Inter-American Convention on Support Obligations/Convención Interamericana sobre Obligaciones Alimentarias. 批准国は、ベリーズ、ボリ

ヴィア、ブラジル、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パナマ、パラグアイ（計9カ国）。比較的最近の文献として、Bruch, *The 1989 Inter-American Convention on Support Obligations*, 40 *Am. J. Comp. L.* 817 (1992).

- (50) Inter-American Convention on General Rules of Private International Law/Convención Interamericana sobre Normas Generales de Derecho Internacional Privado. 批准国は、アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ヴェネズエラ（計10カ国）。
- (51) Inter-American Convention on Domicile of Natural Persons in Private International Law/Convención Interamericana sobre domicilio de las personas físicas en el Derecho Internacional Privado. 批准国は、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ（計6カ国）。
- (52) 第2次モンテヴィデオ国際民法条約5条によれば、継続的意図をもって常住する地、家族などの常居所、主たる営業地、居所の順序で住所が決定される。
- (53) 2001年11月の初校時点でも、具体的な日程は未決定である。
- (54) Resolution adopted at the first plenary session, held on June 7, 1999, "SIXTH INTER-AMERICAN SPECIALIZED CONFERENCE ON PRIVATE INTERNATIONAL LAW (CIDIP-VI)", AG/RES. 1613 (XXIX-O/99).
- (55) "Bases para una Convención Interamericana sobre Ley Aplicable y Jurisdicción Internacional Competente en Casos de Responsabilidad Civil por Contaminación Transfronteriza/BASES FOR AN INTER-AMERICAN CONVENTION ON APPLICABLE LAW AND COMPETENCY OF INTERNATIONAL JURISDICTION WITH RESPECT TO CIVIL LIABILITY FOR TRANSBOUNDARY POLLUTION", OEA/Ser.K/XXI, REG/CIDIP-VI/INF. 4 /00 corr. 1. この基本案は、米州機構のウェブサイト (<http://www.oas.org/assembly/eng/documents/4.htm>) から入手可能。
- (56) 2条1号・2号は、次のように規定する。「この条約の適用において、当事国は次に掲げる基本原則を想起するものとする。
- (1) いかなる当事国も、他の当事国またはその管轄権または支配に服する領域に所在する人もしくは財産に対して、環境汚染による有害な影響を与えるような方法で管轄権または支配に服する領域を利用または利用許可すること

ができない。

(2) いずれの当事国も、その環境政策に従ってその管轄権または支配に服する領域内で実行される活動が越境汚染を惹起しないことを、保証する義務を有する。」

(57) 「(3)越境汚染を発生させる危険を有する活動の実行について当事国が自然人または法人に与えた認可は、認可を受けた者または認可を与えた国の国際的責任を免除するものではない。」

(58) この点、米国などの反対が予想される。もっとも当事国が加盟している他の条約に影響を与えない旨の規定(6条2項)がある点にも注意すべきであろう。

(59) 住所条約2条を参照。

(60) たとえば民事および商事に関する裁判管轄権および外国判決の執行に関するブリュッセル条約[現・規則]についての、欧州司法裁判所判決(Judgment of 30 November 1976 in Case 212/76 Bier Reinwater v. Mines de Potasse d'Alsace, [1976] ECR 1748)を参照。

(61) 現在、ハーグ国際私法会議において、「民事および商事に関する裁判管轄および判決の承認執行に関する条約案」の作成が進行中である。現時点における条文案では、環境汚染に関する特別の規定はないが、不法行為事件の管轄として加害行為地と損害発生地の双方に管轄を認めている。ただし、損害発生地の管轄については、製造物責任訴訟などを念頭に、当該地の損害発生を被告が予見できなかったことを立証した場合には、除外される。

(62) The Uniform Transboundary Pollution Reciprocal Access Act. 米国のコロラド州、コネチカット州、ミシガン州、モンタナ州、ニュージャージー州、オレゴン州、ウィスコンシン州(計7州)と、カナダのマニトバ州、オンタリオ州、プリンス・エドワード・アイランド州(計3州)で採択されている。統一州法委員全国会議(the National Conference of Commissioners on Uniform State Laws)のウェブサイト(http://www.nccusl.org/nccusl/uniformact_factsheets/uniformacts-fs-utpraa.asp)を参照。

(63) たとえば国際私法立法研究会「契約、不法行為等の準拠法に関する法律試案(二・完)」民商法雑誌112巻483頁(1995年)495頁は、「第12条 環境汚染によって生じた損害に対する責任は、損害の発生した地の法律による」との国際私法規定を提案し、「環境汚染の被害者にとって、加害行為地こそが偶然的に定まるのであり、環境汚染に密接な関係を有するのは損害発生地というべきである」と主張し、加害行為地の選択的適用を否定する。

- (64) 2001年7月12日時点で、米州機構の構成国の内、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、メキシコ、ペルー、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ヴェネズエラの計9カ国がハーグ国際私法会議の構成国にもなっている。ハーグ国際私法会議のウェブサイト (<http://www.hcch.net/e/members/members.html>) を参照。
- (65) MERCOSURの国際私法条約については、Samleben, *Das Internationale Prozeß- und Privatrecht des MECOSUR*, *RabelsZ* Bd.63 (1999) S. 1などを参照。
- (66) 2001年4月に開催された米州首脳会議で、2005年末の創設を目指すことが決定された。

The Unification of Private International Law in the Americas

Naoshi TAKASUGI

Associate Professor of Law, Tezukayama University

- 1 Introduction
- 2 PIL Conventions in the Americas before World War II
- 3 Inter-American Conventions adopted by the CIDIP
- 4 Concluding remarks

(1) The purpose of this paper is two-fold: to introduce the multilateral private international law conventions concluded in the Americas and to consider the contents of the draft Convention on civil liability for transboundary pollution that will be adopted at the CIDIP-6.

(2) The first multilateral convention on private international law was adopted in 1878 by some South American States and in 1889 the Montevideo conventions on private international law were concluded between some American states. It should be noted that they were adopted early before the first meeting of the Hague Conference in 1893. The so-called Bustamante Code should be also pointed out as one of the achievements in the Americas before World War II.

(3) In order to harmonize the Montevideo Conventions, the Bustamante Code and the U.S. law, the Organization of American States established the

Inter-American Specialized Conference on Private International Law (CIDIP). Thus far the CIDIP has adopted 21 Conventions and 2 additional Protocols. In this paper I try to explain each convention briefly. The next CIDIP Conference will be held in 2002 that will adopt the Convention on civil liability for transboundary pollution. As this draft Convention seems too plaintiff-oriented, it is possible that some states may make objections.

(4) The feature of Inter-American Conventions is its comprehensiveness. It should also be pointed out that some of the CIDIP Conventions provide for unique or innovative solutions. As to the recent activities of CIDIP, it seems not so aggressive. This may be due to the Hague Conference. Many American States now participate in the work of Hague Conference, so that the importance of the CIDIP might have been diminished. On the other hand, at the Inter-American summit held in April 2001 it was decided to establish the Free Trade Area of Americas until late 2005. As integration strengthens it will become more necessary to formulate uniform private international law rules in the same way as the European countries have done.